

公売公告第 1 号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和8年5月15日

広島市長 松井 一實 印

公売の日時	公売開始の日時	令和8年6月23日 午後1時00分
	公売締切りの日時	令和8年6月30日 午後1時00分
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上	
公売の方法	期間入札	
開札の日時	令和8年7月3日 午前10時00分	
開札の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上	
最高価申込者等の決定の日時	令和8年7月3日 午前10時10分	
最高価申込者等の決定の場所	広島市 中区役所 7階 財政局収納対策部特別滞納整理課	
売却決定の日時	令和8年7月21日 午前10時00分	
売却決定の場所	広島市 中区役所 7階 財政局収納対策部特別滞納整理課	
買受代金の納付の期限	令和8年7月21日 午後2時00分	
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条（買受人の制限）又は国税徴収法第108条第1項及び同条第5項（公売実施の適正化のための措置）に該当する者を除く。	
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公売財産の表示	別紙①記載のとおり	
公売保証金	別紙①記載のとおり	
見積価額	別紙①記載のとおり	
その他の事項	別紙②記載のとおり	

(注意) 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日から起算して7日を経過した日となります。

公売財産、公売保証金及び見積価額			
売却区分 の 番 号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の貸借権等の権利の内容	見積価額 (円)	公売保証金 (円)
1	別紙③記載のとおり	1,796,000	180,000
2	別紙④記載のとおり	3,219,000	330,000
3	別紙⑤記載のとおり	1,151,000	120,000

その他の事項（期間入札）

- 1 入札希望者は、インターネット公売システム上での参加申し込みを行ってください。
- 2 参加申し込みの際に公売保証金を納付した上で、入札に係る必要な書類を提出し、参加申し込みを完了させてください。
参加申し込み期限：令和8年6月15日 午後11時
- 3 公売保証金は、次の方法で納付してください。なお、公売保証金の納付にかかる費用は入札希望者の負担となります。また、最高価申込者とならなかった入札者（次順位の買受申込をした者を除く）の納付した公売保証金があるときは、次の方法により公売保証金を返還する手続きをとります。
 - (1) 公売保証金の納付方法
 - ア クレジットカードによる納付
 - イ 広島市の指定する口座へ銀行振込み
 - ウ 現金若しくは銀行振出の小切手（電子交換所に加入している金融機関が振り出したもので、かつ振出日から8日を経過しないもの）を広島市へ直接持参
 - (2) 公売保証金の返還
 - ア クレジットカードによる納付の場合
クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、一旦、実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。
 - イ 銀行振込などによる納付の場合
公売参加者などが指定する金融機関の預金口座（広島市指定金融機関と為替取引のある金融機関の口座に限ります。）への振込のみとなります。公売参加者など（公売保証金返還請求者）の名義の口座のみ指定可能です。
なお、公売保証金の返還には、入札終了後4週間程度の期間を要することがあります。
- 4 入札は、参加申し込み完了後、インターネット公売システム上で行ってください。
- 5 代理人が入札する場合には、委任状が必要です。また、法人の場合で、入札される方が法人の代表権限を有しない場合にも、委任状が必要です。
- 6 最高価申込者の決定は、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価格である者に対して行います。
- 7 最高価額での入札者が複数存在する場合は、次のとおり追加入札を行います。

追加入札の方法	期日入札
追加入札の入札期間及び場所	令和8年7月3日 午前10時00分から 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
開札の日時及び場所	令和8年7月3日 午後1時00分 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
最高価申込者等の決定の日時及び場所	令和8年7月3日 午後1時10分 広島市 中区役所 7階 財政局収納対策部特別滞納整理課
売却決定の日時及び場所	令和8年7月21日 午前10時00分 広島市 中区役所 7階 財政局収納対策部特別滞納整理課
買受代金の納付の期限	令和8年7月21日 午後2時00分

- 8 次順位買受申込者制度があります。次順位による買受けの申込みは、入札時に次順位買受申し込み希望欄で「申し込む」を選択してください。
- 9 買受代金は、売却決定を受けた後、次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は買受人の負担となり、買受代金納付期限までに広島市が納付を確認することが必要です。

その他の事項（期間入札）

- (1) 現金若しくは銀行振出の小切手（電子交換所に加入している金融機関が振り出したもので、かつ振出日から起算して8日を経過しないもの）を広島市へ直接持参
 - (2) 広島市の指定する口座へ銀行振込
- 10 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税）は、買受人の負担となります。
なお、負担するに当たり、登録免許税の額に相当する金額を国に納付し、その「領収証書」を提出していただくこととなります。ただし、登録免許税の額が3万円以下であるときは、この登録免許税の額に相当する印紙でも提出していただくことができます。
 - 11 買受代金の納付前までに、公売中止となることがあります。
 - 12 売却決定日までに、最高価申込者の取消しをすることがあります。
 - 13 買受代金の納付前に、その買受人に対して売却決定を取消すことがあります。
 - 14 市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
 - 15 公売物件の図面等は物件明細書により閲覧できます。物件明細書は財政局収納対策部特別滞納整理課に備え置いてあります。
 - 16 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、公売財産の所有者が適格請求書発行事業者である場合に限り、執行機関（広島市）は、買受人に対し、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載に代えて「当該執行機関の名称及び媒介者交付特例の適用を受ける旨（「公売特例による適格請求書の交付」など）」を記載した適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができます。このため、買受人が課税事業者であり適格請求書等が必要な場合は、広島市に申し出てください。